個人所有住宅などの改修資金 を補助します

令和4年4月1日以後に市内の施工業者を利用し て個人所有住宅などの改修工事を行った場合、その 工事費の一部を補助します。

- ▶対象となる方 次の全ての要件を満たしている方
- 市内在住の方
- 改修工事を行う住宅などの所有者で、かつ現在 居住している方
- 市税の滞納がない方
- 市が実施する他の同様の補助金や助成金を受け ていない方

▶対象となる工事

- 住居部分およびその住宅に附帯する外構施設 (駐車場、塀、門、外灯など) に関する修繕、 改装丁事
- 消費税を除く工事費が20万円以上の工事
- 令和4年4月1日以後に市内業者が行った工事(た だし、新型コロナウイルス感染症の影響により工 事の開始または完了が遅れ、令和3年10月1日~ 令和4年3月31日に完了した工事も対象とする)
- ▶補助金額 消費税を除く工事費の5パーセント相 当額(上限10万円)
- ▶申請開始日 4月13日(x)

▶必要書類

- ①住宅改修資金補助金交付申請書兼請求書
- ②住民票の写し
- ③未納税額のないことの証明書(完納証明書)
- ④ 固定資産税の課税明細書またはそれに代わる書類
- ⑤工事証明書
- ※新型コロナウイルス感染症の影響により工事の 開始または完了が遅れた場合は必ず遅延状況を 詳しく記入してください。
- ⑥改修工事の工事内訳書(コピー可)(見積書、請求 書および契約書など、工事の明細が分かるもの) ⑦領収書(コピー可)
- ※申請に必要な書類は、商丁観光課で配布(市ホー ムページからダウンロード可) しています。
- ▶申請期限 工事完了日の属する月から起算して6カ月 後の末日または令和5年3月31日のいずれか早い方 (例)令和3年10月20日工事完了の場合は、令 和4年4月末日が申請期限

▶その他

- 令和3年度に工事を着工したもので、通常の工 期によるものについては対象になりません。
- 予算の範囲内での補助となりますので、年度途 中で終了する場合があります。
- ▶申し込み 工事が完了し、支払い後に必要書類を 直接または郵送により商工観光課に提出してく ださい。【郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市商工観光課
- ▶問い合わせ 同課(内線374)

縦覧・閲覧制度を利用して 固定資産の確認ができます

固定資産税の納税に先立ち、「縦覧帳簿の縦覧」 や「固定資産課税台帳の閲覧」によって、固定資産 の内容を確認することができます。

縦覧帳簿の縦覧

土地または家屋に固定資産税が課税されている 方は、縦覧帳簿で市内の土地または家屋の価格を 縦覧することができます。

▶日時 4月1日金~5月31日火 (土曜日、祝日 を除く)

【月~金曜日】午前8時30分~午後5時15分 【日曜日】午前8時30分~正午

▶場所 税務課

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税の納税義務者は、4月1日から令和 4年度課税台帳を閲覧し、所有する固定資産の課 税内容を確認することができます。

また、借地および借家人も、賃借権などの目的 である固定資産に限って閲覧することができます が、賃貸借契約書などの確認を必要とします。詳 しくは同課まで問い合わせください。

- ▶お願い 縦覧および閲覧ができる方かどうかを 確認するため、運転免許証や健康保険証など本 人確認ができるものを持参してください。また、 代理の方が来る場合には、委任状なども併せて 持参してください。
- ▶問い合わせ 同課資産税グループ(内線 233・234)

新型コロナウイルス感染症の 影響により申告期限までの 申告等が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、確定申 告期間内(申告所得税は2月16日~3月15日)の 申告などが困難な場合には、4月15日金までの間、 申告や納付などの期限を延長することができます。

- ▶申請方法 期限後に申告が可能になった時点 で、申告書の余白などに「新型コロナウイルス による申告・納付期限延長申請 | である旨を記 載して税務署へ提出してください。申告書の提 出日が申告・納付期限となります。
- ※4月16日出以降であっても、「災害による申告、 納付等の期限延長申請書」を提出することで、申 告や納付などの期限を延長することができます。
- ▶問い合わせ 行田税務署☎556—2121(音声案 内2を選択)

デマンドタクシー事業の指定乗降場所を更新しました

市では、75歳以上の方および障害をお持ちの方の移動手段を確保するため、行田市デマンドタクシー事業を 実施しています。このたび、4月1日付けで指定乗降場所の更新を行いました。追加・廃止となった指定乗降 場所は、次のとおりです。

なお、4月1日からは、廃止となった指定乗降場所でのデマンドタクシーの利用はできませんのでご注意ください。

所在地

野134—1

行田 20—15

《追加》4月1日から指定乗降場所として利用できます

A 医療機関・調剤薬局

E-131 十万石 行田本店

▼採択事業の決定 行田市市民公益活動推 に通知します。 を 資会による審査結果を踏まえ、可否を を 員会による審査結果を踏まえ、可否を

Δ-01 母藤歯科医院

| / JI | D BKENTEN | I 194 I | | | | |
|-------|----------------|----------|--|--|--|--|
| | | | | | | |
| E 商業 | 施設・店舗など | 所在地 | | | | |
| E-124 | 美容室ユキ | 向町12—33 | | | | |
| E-125 | モアニケラ ヘア&ケアサロン | 本丸1—15 | | | | |
| E-126 | 深町フライ店 | 忍1—4—7 | | | | |
| E-127 | ぱあまや トムズハウス | 長野1262-3 | | | | |
| E-128 | 田代ふとん店 | 行田16—16 | | | | |
| E-129 | 満る岡 | 城西4—6—21 | | | | |
| E-130 | プティット ポーム | 忍2—19—11 | | | | |

| 1 市内 | I 市内循環バス停留所 | | | |
|---------|-------------|--|--|--|
| I – 146 | 行田八幡神社 | | | |
| I – 147 | 富士見公園入口 | | | |
| I – 148 | 地域文化センター入□ | | | |
| I – 149 | 谷郷こども園前 | | | |
| I – 150 | 星宮公民館東 | | | |
| I – 151 | 星川橋南 | | | |
| I – 152 | 三区南集会所 | | | |
| I – 153 | 新田 | | | |
| I – 154 | 南河原中学校入口 | | | |

| L その他 | | 所在地 |
|-------|--------------|------------|
| L-6 | 日本キリスト教団行田教会 | 本丸11—20 |
| L-7 | さきたま霊園 | 渡柳1249—10 |
| L-8 | 長久寺 | 桜町 2-20-44 |

《名称変更》4月1日から新名称となります(所在地は変更なし)

| I 市内循環バス停留所 | |
|-------------|-------------|
| I – 117 | (新)北河原公民館入口 |
| | (旧)北河原小学校前 |
| | (旧) 北河原小子仪削 |

いずれかの方法により提出J添付書類とともに持参、郵送**▼提案受付方法** 提案書に必要

】〒361―0052 行田/法により提出してください。 こもに持参、郵送、Eメールのこもに持参、郵送、Eメールののでは、

となり

期間中でも予算に達.

合は受付終了

12 9 月 10 10 日 出

日出まで

日出まで

【持参・郵送】

|本丸5

行田市市民活動サポ

9

gyodashi-saposen@bz04

《廃止》4月1日から指定乗降場所として利用できません

| I 市内循環バス停留所 | | |
|-------------|--------------------------|--|
| 1-8 | JA中央支店前(F−15あり) | |
| 1-9 | 勝呂住宅前(J-15あり) | |
| I – 10 | 若小玉郵便局前(F – 14あり) | |
| I – 18 | 地域文化センター(H-33あり) | |
| I-19 | 下真名板 | |
| I – 20 | 関根 | |
| I – 21 | 松井歯科医院前(A-67あり) | |
| I-43 | 星河公民館前(H-35あり) | |
| I-45 | 白川戸 | |
| I-46 | まきば園入□(C-35あり) | |
| I – 47 | 観音堂入□ | |
| I-48 | 一斎条 | |
| I-53 | 北分署前 | |
| 1-59 | 須加集会所入口 | |
| I-76 | 清善寺 | |
| I – 97 | 皿尾 | |
| I – 98 | 中里 | |
| I – 101 | 星川橋 | |
| I – 102 | 福祉の里おきな(C-9あり) | |
| I-104 | 広田 | |
| I – 105 | 三区東 | |
| I – 106 | 三区 | |
| I – 107 | 南河原幼稚園前 | |
| I – 111 | 南河原公民館入□(H-37あり) | |
| I-112 | 河原神社 | |
| I-119 | 行田保育園前 | |
| I – 125 | 春日神社入口 | |
| I-126 | 蓮華寺裏 | |
| I – 145 | 特別養護老人ホーム行田さくらそう(C-12あり) | |
| | | |

▶問い合わせ 交通対策課(内線 284)

・提案受付期間 助成金申請を

詩を

採択されて

地域のために活動するNPO /ウンロ 事業提案を ドロ ※市ホー ます

ボランテ

募集要項および提案書の配布場所 ームページからミュニティセン 市場所 市民活 また 8

市民活動やる気応援助成金制度ご活用ください

21